

(改正後全文)

特別児童扶養手当事務取扱交付金について

昭和 42 年 8 月 31 日厚生省発児第 106 号
各都道府県知事宛厚生事務次官通知

[改正経過]

- 第 1 次改正 [昭和 43 年 8 月 13 日厚生省発児第 116 号]
- 第 2 次改正 [昭和 44 年 8 月 22 日厚生省発児第 127 号]
- 第 3 次改正 [昭和 45 年 8 月 27 日厚生省発児第 108 号]
- 第 4 次改正 [昭和 46 年 11 月 5 日厚生省発児第 160 号]
- 第 5 次改正 [昭和 47 年 9 月 16 日厚生省発児第 135 号]
- 第 6 次改正 [昭和 49 年 2 月 26 日厚生省発児第 20 号]
- 第 7 次改正 [昭和 50 年 2 月 25 日厚生省発児第 24 号]
- 第 8 次改正 [昭和 50 年 10 月 1 日厚生省発児第 163 号]
- 第 9 次改正 [昭和 50 年 12 月 24 日厚生省発児第 208 号]
- 第 10 次改正 [昭和 52 年 3 月 18 日厚生省発児第 58 号]
- 第 11 次改正 [昭和 53 年 2 月 6 日厚生省発児第 7 号]
- 第 12 次改正 [昭和 54 年 1 月 26 日厚生省発児第 5 号]
- 第 13 次改正 [昭和 55 年 3 月 18 日厚生省発児第 62 号]
- 第 14 次改正 [昭和 56 年 3 月 17 日厚生省発児第 53 号]
- 第 15 次改正 [昭和 57 年 3 月 12 日厚生省発児第 56 号]
- 第 16 次改正 [昭和 57 年 10 月 1 日厚生省発児第 187 号]
- 第 17 次改正 [昭和 58 年 3 月 18 日厚生省発児第 39 号]
- 第 18 次改正 [昭和 59 年 3 月 16 日厚生省発児第 60 号]
- 第 19 次改正 [昭和 60 年 3 月 15 日厚生省発児第 41 号]
- 第 20 次改正 [昭和 61 年 3 月 25 日厚生省発児第 53 号]
- 第 21 次改正 [昭和 62 年 3 月 27 日厚生省発児第 47 号]
- 第 22 次改正 [昭和 63 年 3 月 23 日厚生省発児第 52 号]
- 第 23 次改正 [平成元年 3 月 31 日厚生省発児第 53 号]
- 第 24 次改正 [平成 2 年 3 月 30 日厚生省発児第 56 号]
- 第 25 次改正 [平成 3 年 3 月 29 日厚生省発児第 48 号]
- 第 26 次改正 [平成 4 年 3 月 21 日厚生省発児第 36 号]
- 第 27 次改正 [平成 5 年 3 月 31 日厚生省発児第 49 号]
- 第 28 次改正 [平成 6 年 3 月 24 日厚生省発児第 44 号]
- 第 29 次改正 [平成 7 年 3 月 23 日厚生省発児第 56 号]
- 第 30 次改正 [平成 8 年 3 月 21 日厚生省発児第 45 号]
- 第 31 次改正 [平成 9 年 3 月 19 日厚生省障 97 号]
- 第 32 次改正 [平成 10 年 3 月 20 日厚生省障第 95 号]
- 第 33 次改正 [平成 11 年 3 月 25 日厚生省障第 121 号]
- 第 34 次改正 [平成 12 年 3 月 24 日厚生省障第 164 号]
- 第 35 次改正 [平成 13 年 1 月 23 日厚生労働省発障第 2 号]
- 第 36 次改正 [平成 13 年 3 月 28 日厚生労働省発障第 105 号]
- 第 37 次改正 [平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省発障第 0324005 号]
- 第 38 次改正 [平成 15 年 10 月 1 日厚生労働省発障第 1001004 号]
- 第 39 次改正 [平成 16 年 3 月 24 日厚生労働省発障第 0324001 号]
- 第 40 次改正 [平成 17 年 3 月 24 日厚生労働省発障第 0324002 号]
- 第 41 次改正 [令和元年 6 月 27 日厚生労働省発障 0627 第 11 号]
- 第 42 次改正 [令和 4 年 3 月 24 日厚生労働省発障 0324 第 11 号]

今般「特別児童扶養手当法に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和40年政令第270号。以下「事務費政令」という。）の一部が改正され、昭和42年度以降分に係る事務費交付金から適用されることとなったことに伴い、「特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱」が別紙のとおり定められたので、その取扱いに当たっては、次の事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたく通知する。

なお、この通知は、昭和42年度分事務費交付金から適用し、昭和41年9月9日厚生省発児第130号各都道府県知事あて本職通知「特別児童扶養手当事務取扱交付金について」は、廃止する。

おって、この通知中市町村（特別区を含む。以下同じ。）に関する部分については、管下市町村に対し、すみやかに通知されたい。

別 紙

特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱

(対象業務)

第1 この交付金は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が、当該年度において、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づき行う特別児童扶養手当の支給事務を対象として交付するものであること。

(交付額の算定方法)

第2 この交付金の交付額は、当該年度において、各都道府県又は市町村に対し、次により算定するものであること。

1 都道府県に交付する事務費の額

都道府県に交付する事務費（以下「都道府県分」という。）の額は、次の（１）、（２）及び（３）に掲げる額の合計額であること。

（１）事務費政令第1条の規定により算定した額。

（２）特別事情分として、別に定めるところにより当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）が必要と認めた額。ただし、実支出額がその額に満たないときは、当該実支出額とする。

（３）手当月額改定に係る事務費として、別に定めるところにより厚生労働大臣が必要と認めた額。ただし、実支出額がその額に満たないときは、当該実支出額とする。

2 市町村に交付する事務費の額

市町村に交付する事務費（以下「市町村分」という。）の額は、次の（１）、（２）及び（３）に掲げる額の合計額であること。

（１）事務費政令第2条の規定により算定した額。

（２）特別事情分として、別に定めるところにより地方厚生（支）局長が必要と認めた額。ただし、実支出額がその額に満たないときは、当該実支出額とする。

（３）手当月額改定に係る事務費として、別に定めるところにより厚生労働大臣が必要と認めた額。ただし、実支出額がその額に満たないときは、当該実支出額とする。

(交付額算定上の留意事項)

第3 上記第2に定める都道府県分又は市町村分の額の算定にあたっては、次の事項に留意されたいこと。

1 都道府県分の額の算定について

（１）事務費政令第1条第1号に掲げる「厚生労働大臣が都道府県の区域を勘案して定める額」については、毎年度第4・四半期において決定のうえ通知されるものであること。

- (2) 事務費政令第1条第2号に定める額は、法第2条第1項に規定する障害児の障害の状態等の認定業務に要する費用として、国が予算の範囲内において交付を決定した額とするものであること。
 - (3) 事務費政令第1条第3号に定める職員旅費の額は、都道府県知事が特別児童扶養手当の支給事務に関し当該職員を旅行させるために要する費用として条例の定めるところにより算定のうえ交付申請された額につき国が予算の範囲内において交付を決定した額とするものであること。
 - (4) 事務費政令第1条第4号に定める「参考人の旅費、日当及び宿泊料について、当該都道府県の条例の定めるところにより算定した額」とは、都道府県知事が、当該年度において条例の定めるところにより参考人に対し支払った旅費、日当及び宿泊料の実支出額をいうものであること。
- 2 市町村分の額の算定について
事務費政令第2条に掲げる「厚生労働大臣が定める額」については、毎年度第4・四半期において決定のうえ通知されるものであること。

(都道府県における事務)

- 第4 この交付金の市町村分に係る交付事務のうち次に掲げるものは、都道府県知事に依頼するものであること。
 - 1 市町村長から提出された交付申請書の受理並びに地方厚生（支）局長に対する提出書の作成及び提出
 - 2 市町村分の各市町村に対する交付決定の内容及びこれに附した条件の通知
 - 3 市町村長から提出された実績報告書の受理並びに地方厚生（支）局長に対する提出書の作成及び提出
 - 4 市町村分の各市町村に対する交付額確定の通知並びにその結果剰余を生じた場合における当該剰余を生じた市町村長に対する返還の命令に係る通知及びその結果不足を生じた場合における当該不足を生じた市町村長に対する追加交付決定に係る通知

(交付申請)

- 第5 この交付金の交付申請は次によるものとする。こと。
 - 1 都道府県分
 - (1) 都道府県知事がこの交付金の交付申請を行うときは、様式第1号による申請書に添付書類を添えて、当該年度の6月1日までに地方厚生（支）局長に提出すること。
 - (2) 上記（1）の交付申請における算定額中事務費政令第1条第1号に係る部分については、「12月31日」とあるのは「4月30日」と読み替えて算定するものとする。
 - 2 市町村分
 - (1) 第4に掲げる交付事務を都道府県が行う場合
 - (ア) 市町村長がこの交付金の交付申請を行うときは、様式第3号による申請書に添付書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出す

ること。

(イ) 上記(ア)の書類の提出を受けた都道府県知事は、その書類に基づき様式第4号による提出書を作成し、様式第5号による内訳書を添えて、当該年度の6月1日までに地方厚生(支)局長に提出すること。

(2) (1)以外の場合

市町村長がこの交付金の交付申請を行うときは、様式第3号による申請書に添付書類を添えて、当該年度の6月1日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)の交付申請における算定額については、事務費政令第2条に掲げる「12月31日」とあるのは「4月30日」と、読み替えて算定するものであること。

(変更交付申請)

第6 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、次によるものとする。

1 都道府県分

(1) 都道府県知事がこの交付金の変更交付申請を行うときは、様式第6号による申請書に添付書類を添えて、当該年度の1月31日までに地方厚生(支)局長に提出すること。

(2) 上記(1)の変更交付申請における算定額は、事務費政令第1条に掲げるとおりとする。

2 市町村分

(1) 第4に掲げる交付事務を都道府県が行う場合

(ア) 市町村長がこの交付金の変更交付申請を行うときは、様式第8号による申請書に添付書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出すること。

(イ) 上記(ア)の書類の提出を受けた都道府県知事は、その書類に基づき様式第9号による提出書を作成し、様式第10号による内訳書を添えて、当該年度の1月末日までに地方厚生(支)局長に提出すること。

(2) (1)以外の場合

市町村長がこの交付金の変更交付申請を行うときは、様式第8号による申請書に添付書類を添えて、当該年度の1月31日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(交付金の概算払)

第7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払い計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(実績報告)

第8 この交付金の実績報告は次によるものとする。

1 都道府県分

都道府県知事は、様式第 11 号による実績報告書に添付書類を添えて、翌年度の 4 月 10 日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

2 市町村分

(1) 第 4 に掲げる交付事務を都道府県が行う場合

(ア) 市町村長は、様式第 13 号による報告書に添付書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出すること。

(イ) 上記 (ア) の書類の提出を受けた都道府県知事は、その書類に基づき様式第 14 号による提出書を作成し、様式第 15 号による内訳書を添えて、当該年度の翌年度の 4 月 10 日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

市町村長は、様式第 13 号による実績報告書に添付書類を添えて、当該年度の翌年度の 4 月 10 日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(交付金の返還)

第 9 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

様式第1号

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(都道府県分)交付申請書

次のとおり、特別児童扶養手当事務取扱交付金(都道府県分)の交付を申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 交付申請額内訳

区 分	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額	備 考
事務費政令第1条 関 係 経 費	円	円	円	
特 別 事 情 分				
手 当 額 改 定 分				
計				

(注) 1 各区分の「支出予定額」及び「算定額」は、様式第2号の各区分における「支出
予定額」及び「算定額」のそれぞれの計の額と符号するものであること。

2 「要交付決定額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの「支出予
定額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合算額を
「計」に記入すること。

3 添付書類

- (1) 交付申請額内訳書(様式第2号)
- (2) 特別児童扶養手当主管係事務分掌表
- (3) (元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(都道府県分)関係の歳入歳出
予算書(又は予算案)抄本

様式第2号

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱
 交付金(都道府県分) 交付申請額内訳書

区 分	支 出 予 定 額			算 定 額
	員 数	単 価	金 額	
事務費政令第1条 (1) 関係経費	人	円	円	事務費政令第1条関係
給 料				第1号 受給権者数×単価＝ 円
職 員 手 当				第2号 障害認定費 円
扶 養 手 当				第3号 職員旅費 円
〇 〇 手 当				第4号 参考人旅費 円
〇 〇 手 当				(内 訳)
職 員 旅 費				
消 耗 品 費				
通 信 運 搬 費				
〇 〇 〇 費				
〇 〇 〇 費				
委 託 料				
計				円
(2) 特別事情分				特別事情分
〇 〇 費				
〇 〇 費				
計				円
(3) 手当額改定分				手当額改定分
〇 〇 費				
〇 〇 費				
計				円
合 計				円

注1 「支出予定額」欄には、当該経費につき予算に計上されている額を計上すること。
 ただし、予算措置が行なわれていないものについては、今後予算の追加又は更正の見込が確実なものに限りこれを計上して差し支えないが、この場合においては、その追加更正関係の予算案抄本も添付すること。

2 「算定額」の「受給権者数」は、当該年度の4月30日の受給権者数を記入すること。

様式第3号

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(市町村分)交付申請書

次のとおり、特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)の交付を申請する。

- 1 交付申請額 金 円
2 交付申請額内訳

区 分	支出予定額	算 定 額	要交付決定額	受給権者数	備 考
事務費政令第2条 関係経費	円	円	円	人	
特別事情分					
手当額改定分					
計					

注(1) 「要交付決定額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの「支出予定額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合算額を「計」に記入すること。

(2) 「受給権者数」は、当該年度の4月30日の受給権者数を記入すること。

- 3 添付書類

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)関係の歳入歳出予算書
(又は予算案)抄本

様式第4号

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)交付申請に関する提出書

次のとおり、管内市町村長から特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)の交付申請があったので、とりまとめて提出する。

1 交付申請総額 金 円
(〇〇市町村ほか、 〇〇市町村分)

2 交付申請総額内訳

別添の「(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)交付申請の市町村別内訳書」(様式第5号)のとおり。

様式第 5 号

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金

(市町村分) 交付申請の市町村別内訳書

都道府県名

市 町 村 名	事務費政令第 2 条 関係経費			特 別 事 情 分			手 当 額 改 定 分			要 交 付 決 定 額 計 〔 交 付 〕 〔 申 請 額 〕	受 給 権 者 数	備 考
	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	
合 計												

注 用紙が 2 枚以上になるときは、各用紙の末尾に「小計」を附し、最後に「合計」を記入すること。

様式第6号

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(都道府県分)変更交付申請書

標記について、(元号) 年 月 日 第 号 をもって提出し、(元号) 年 月 日 第 号
をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変
更されたく申請する。

- 1 今回追加(減額)交付申請額 金 円
- 2 変更交付申請額内訳

区 分	支出予定額	算 定 額	変更後交付 金 所 要 額	既 交 付 決 定 額	差引変更 所 要 額	備 考
事務費政令第1条 関 係 経 費	円	円	円	円	円	
特 別 事 情 分						
手 当 額 改 定 分						
計						

- (注) 1 各区分の「支出予定額」及び「算定額」は、様式第2号の各区分における「支出
予定額」及び「算定額」のそれぞれの計の額と符号するものであること。
- 2 「変更後交付金所要額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの
「支出予定額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合算
額を「計」に記入すること。

3 添付書類

- (1) 交付申請額内訳書(様式第2号)
- (2) 特別児童扶養手当主管係事務分掌表
- (3) (元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(都道府県分)関係の歳入歳出
予算書(又は予算案)抄本

様式第7号

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金
(都道府県分) 変更交付申請額内訳書

区 分	支 出 予 定 額			算 定 額
	員 数	単 価	金 額	
事務費政令第1条 (1) 関係経費	人	円	円	事務費政令第1条関係
給 料				第1号 受給権者数×単価＝ 円
職 員 手 当				第2号 障害認定費 円
扶 養 手 当				第3号 職員旅費 円
○ ○ 手 当				第4号 参考人旅費 円
○ ○ 手 当				(内 訳)
職 員 旅 費				
消 耗 品 費				
通 信 運 搬 費				
○ ○ ○ 費				
○ ○ ○ 費				
委 託 料				
計				円
(2) 特別事情分				特別事情分
○ ○ 費				
○ ○ 費				
計				円
(3) 手当額改定分				手当額改定分
○ ○ 費				
○ ○ 費				
計				円
合 計				円

注1 「支出予定額」欄には、当該経費につき予算に計上されている額を計上すること。
ただし、予算措置が行なわれていないものについては、今後予算の追加又は更正の見込が確実なものに限りこれを計上して差し支えないが、この場合においては、その追加更正関係の予算案抄本も添付すること。

2 「算定額」の「受給権者数」は、当該年度の12月31日の受給権者数を記入すること。

様式第8号

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(市町村分)変更交付申請書

標記について、(元号) 年 月 日 第 号をもって提出し、(元号) 年 月 日
第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のと
おり変更されたく申請する。

- 1 今回追加(減額)交付申請額 金 円
2 変更交付申請額内訳

区 分	支出予定額	算 定 額	変更後交付 金所要額	既 交 付 決 定 額	差引変更 所 要 額	受給権 者 数	備考
事務費政令第2条 関 係 経 費							
特 別 事 情 分							
手 当 額 改 定 分							
計							

注(1) 「変更後交付金所要額」は、「支出予定額」と「算定額」とを比較して、いずれ
か低い額を記入すること。

- 3 添付書類

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)関係の歳入歳出予
算書(又は予算案)抄本

様式第9号

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金
(市町村分) 変更交付申請に関する提出書

次のとおり、管内市町村長から特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)の変更交付申請があったので、とりまとめて提出する。

1 変更交付申請総額 金 円
(〇〇市町村ほか、 〇〇市町村分)

2 交付申請総額内訳

別添の「(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)交付申請の市町村別内訳書」(様式第10号)のとおり。

様式第10号

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金

(市町村分) 変更交付申請の市町村別内訳書

都道府県名

市町村名	事務費政令第2条 関係経費			特別事情分			手当額改定分			要交付 決定額計 〔交付〕 申請額	既交付 決定額	差引変更 所要額	受給権 者数	備考
	支出 予定額	算定額	要交付 決定額	支出 予定額	算定額	要交付 決定額	支出 予定額	算定額	要交付 決定額					
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	
合計														

注 用紙が2枚以上になるときは、各用紙の末尾に「小計」を附し、最後に「合計」を記入すること。

様式第11号

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(都道府県分)実績報告書

本都道府県における特別児童扶養手当事務取扱交付金(都道府県分)の実績は、次のとおりであるので報告する。

1 積算額 金 円

内訳

区 分	実 支 出 額	算定額	要交付 決定額	交付決 定済額	受 入 済 額	差 引 過 △不足額	備 考
事務費政令第1条 関係経費	円	円	円	円	円	円	
特別事情分							
手当額改定分							
計							

注(1) 各区分の「実支出額」及び「算定額」は、様式第12号の各区分における「実支出額」及び「算定額」のそれぞれの「計」の額と符号するものであること。

(2) 「要交付決定額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの「実支出額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合算額を「計」に記入すること。

(3) 「差引過△不足額」は、「要交付決定額の計」から「受入済額」を控除した額を記入すること。

2 添付書類

- (1) 精算額内訳明細書(様式第12号)
- (2) 特別児童扶養手当主管係事務分掌表
- (3) (元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(都道府県分)関係の歳入歳出決算書(又は決算見込書)抄本

様式第12号

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱
 交付金(都道府県分)精算額内訳明細書

区 分	実 支 出 額			算 定 額
	員 数	単 価	金 額	
事務費政令第1条 (1) 関係経費	人	円	円	事務費政令第1条関係
給 料				第1号 受給権者数×単価＝ 円
職 員 手 当				第2号 障害認定費 円
扶 養 手 当				第3号 職員旅費 円
〇 〇 手 当				第4号 参考人旅費 円
〇 〇 手 当				(内 訳)
職 員 旅 費				
消 耗 品 費				
通 信 運 搬 費				
〇 〇 〇 費				
〇 〇 〇 費				
委 託 料				
計				円
(2) 特別事情分				特別事情分
〇 〇 費				
〇 〇 費				
計				円
(3) 手当額改定分				手当額改定分
〇 〇 費				
〇 〇 費				
計				円
合 計				円

注 「算定額」欄の「受給権者数」は、当該年度の12月31日の受給権者数を記入すること。

様式第13号

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(市町村分)実績報告書

本市町村における特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)の実績は、次のとおり
であるので報告する。

1 精算額 金 円

内 訳

区 分	実 支 出 額	算定額	要交付 決定額	交付決 定済額	受 入 済 額	差 引 過 △不足額	受 給 権 者 数
事務費政令第2条 関係経費	円	円	円	円	円	円	人
特 別 事 情 分							
手 当 額 改 定 分							
計							

- 注(1) 「要交付決定額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの「実支出額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合計額を「計」に記入すること。
- (2) 「差引過△不足額」は、「要交付決定額の計」から「受入済額」を控除した額を記入すること。
- (3) 「受給権者数」は、当該年度の12月31日の受給権者数を記入すること。

2 添付書類

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)関係の歳入歳出予算書(又は決算見込書)抄本

様式第14号

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)実績報告に関する提出書

次のとおり、管内市町村長から特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)に係る実績報告があったので、とりまとめて提出する。

1 精算総額 金 円
(〇〇市町村ほか、 か市町村分)

内 訳

区 分	実 支 出 額	算定額	要交付 決定額	交付決 定済額	受 入 済 額	差引過 △不足額	受 給 権 者 数
事務費政令第2条 関係経費	円	円	円	円	円	円	人
特別事情分							
手当額改定分							
計							

注(1) 「差引過△不足額」は、「要交付決定額の計」から「受入済額」を控除した額を記入すること。

(2) 「受給権者数」は、当該年度の12月31日の受給権者数を記入すること。

2 市町村別精算額内訳

別添の「(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)精算額の市町村別内訳書」(様式第15号)のとおり。

様式第15号

(元号) 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金

(市町村分) 精算額の市町村別内訳書

都道府県名

市町村名	事務費政令第2条 関係経費			特別事情分			手当額改定分			要交付 決定額 計	交付決 定済額	受入 済額	差引額		受給権 者数	備考
	実支 出額	算定額	要交付 決定額	実支 出額	算定額	要交付 決定額	実支 出額	算定額	要交付 決定額				過剰 額	不足 額		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	
合計																

注 (1) 用紙が2枚以上になるときは、各用紙の末尾に「小計」を附し、最後に「合計」を記入すること。
 (2) 手当額改定分の受給権者数については、「備考」に記入すること。